令和8年第8回農業委員会議事録

令 和 ８年 ８月 ２５日

下 妻 市 農 業 委 員 会

令和8年第8回下妻市農業委員会会議録

1. 日　時　　令和8年8月25日（火）　午後1時30分
2. 場　所　　下妻市役所3階　会議室3－1・3－2
3. 議　案

第1号　農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
第2号　農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
第3号　農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
第4号　農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
第5号　農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
第6号　現況証明書の交付決定について
第7号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（一括方式）
第8号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（再転貸）

4. 報　告

第1号　農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
第2号　農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番　塚田　敬之	2番　柳　久美子	3番　飯島　晴彦
4番　飯村　春夫	5番　平間　忍	6番　笠島　　修
7番　若本　忠彦	8番　鶴見　清忠	9番　石島　和美
10番　羽賀　　茂	11番　飯塚　登志男	12番　吉川　利幸
13番　中山　　悟	14番　髙橋　克己	15番　稲川　斎美子
16番　草間　　進	17番　塚田　好克	18番　齋藤　孝夫

出席職員次のとおり

局長　広瀬 和男　　局長補佐　杉田 由里子　　局長補佐　磯 和洋　　係長　富張 陽子

（午後1時30分　開会）

議長（会長　齋藤孝夫君）

ただいまから、令和 8 年第 8 回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、18 名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は、3 番　飯島　晴彦　君、4 番　飯村　春夫　君　の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

1 ページをお開き願います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、5 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、北大宝地内、畑、713 ㎡、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 2 号、申請地、下木戸及び半谷地内、3 筆、畑、合計 3,714 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 3 号、申請地、下妻地内、畑、191 ㎡、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、大木地内、畑、718 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 5 号、申請地、若柳地内、畑、474 ㎡、申請理由は、新規就農による伯父からの受贈で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。 以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 1 号）

処理番号 1 号：塚田（敬之）委員

議案第 1 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから北西へ約 150mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人

には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号:塚田(敬之)委員

議案第 1 号　処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻農機センターから南へ約 750m圏内にあり小麦の作付けがされた後、耕耘してきれいに管理されていました。8 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 3 号:稲川委員

議案第 1 号　処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、下妻市役所から北東へ約 600mにあり、ビニールハウス内で野菜の作付けがされていました。8 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号:鶴見委員

議案第 1 号　処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、大木農村集落センターから南東へ約 900m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号:若本委員

議案第 1 号　処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江小学校から西へ約 300m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤　孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

3 ページをご覧願います。

議案第 2 号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、半谷地内、2 筆、畑、合計 757 ㎡、申請理由は、自宅に近い農地を賃借するもので、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。 以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 2 号）

処理番号 1 号：鶴見委員

議案第 2 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻農機センターから北西へ約 500m にあり、休耕でしたが、雑草が少し生えていました。8 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、賃貸人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

現況については、休耕ということでしたが、何を作付けする予定なのでしょうか。

議長（会長　齋藤孝夫君）

事務局からお答え願います。

事務局職員（磯和洋君）
お答えします。
こちらの方は、自家消費野菜を栽培すると、申請内容に記載されております。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
飯村委員、よろしいですか。

飯村委員
はい。

議長（会長　齋藤孝夫君）
その他、発言はありませんか。中山委員。

中山委員
この案件について、申請されたきっかけをお伺いしたいと思います。また、自宅に近い申請地ということですが、アパートを自宅としているのでしょうか。

議長（会長　齋藤孝夫君）
事務局からお答え願います。

事務局職員（磯和洋君）
お答えします。
こちらの農地を借りるきっかけとなりましたのは、貸付希望農地としてホームページに掲載していた農地を閲覧して、こちらの農地を選択されました。貸人の方がその要望に応じたことで、今回の申請に至った次第でございます。また、アパートを自宅として通作距離等を勘案しております。以上でございます。

事務局長（広瀬和男君）
補足させていただきますと、ここ半年ぐらいの間、この土地以外にも何か所かを候補に挙げて、現地を当たりながら、耕作する場所を探したいと、熱心に事務局へ来られていた方です。今回の土地が、条件にあったということになります。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
中山委員、いかがですか。

中山委員
はいありがとうございます。
もう少し、お聞きしたいのですが、こちらの方は外国人ですので、賃借権設定を結ぶに当たって、日本

語は、契約等に支障がないのかどうか。それから賃借期間が 1 年ということですが、なぜ 1 年なのか、お聞きしたいと思います。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　事務局からお答え願います。

事務局職員（磯和洋君）
　お答えします。
　期間については、この方は外国人であり、初めての貸借ですので、1 年からということで、その後については貸人との話合い等で期間を調整して参りたいということでございます。また、日本語についてですが、日常生活上必要な言葉に関しては、問題のない状況でございました。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　中山委員、よろしいですか。

中山委員
　はい。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　その他、発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤　孝夫君）
　異議なしと認め、左様決しました。
　続いて、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）
　4 ページをお開き願います。
　議案第 3 号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。
　処理番号 1 号、申請地、大木地内、畑、503 ㎡、申請理由は、新規就農のため農地を借りるもので、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条

文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 3 号）
処理番号 1 号：鶴見委員
　議案第 3 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、大木農村集落センターから南へ約 500m にあり野菜の作付けがされていました。8 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、借人には電話にて行い、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　調査結果について発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者
　この借人である会社が、この農地を借りるということだと思いますが、新規就農で常総市石下地区の会社です。わざわざ下妻の方まで借りに来るのかという疑問があります。それと、農機具については、ネギ皮剥機を持っているだけのようです。この会社の耕作状況について、教えていただければと思います。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　事務局、お願いします。

事務局職員（磯和洋君）
　お答えします。
　この会社が法人として借りるわけでございますが、現在は、この会社の関連会社が、野菜の作付け等を行っている状態でございます。以上でございます。

事務局長（広瀬和男君）
　補足させていただきますと、こちらの会社は常総市石下地区では、実際に耕作をしている実績がありますが、下妻市では耕作をしておりません。下妻市では、この会社の代表の奥さんの会社が別にあって、その会社がこちらの土地を借りて耕作していたのですが、奥さんの会社が耕作をやめるということで、今回、申請の会社が改めて耕作するということになり、下妻市では新規就農となります。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　塚田会長職務代理者、いかがですか。

塚田会長職務代理者
　わかりました。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　その他、発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員
　借人である会社の職業が農業とありますが、会社は、農業生産法人を指すのでしょうか。それから、年齢等の欄に、3とありますが、新規就農の場合は、1となるのではないのでしょうか。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　事務局からお答え願います。

事務局職員（磯和洋君）
　お答えします。
　3 年というのは、こちらの会社が設立してから 3 年ということで、このような記載となっております。また、法人登記の欄に農業を実施するという記載がございます。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　飯村委員、いかがですか。

飯村委員
　そういうことが可能なのですか。法的に問題はないのでしょうか。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　事務局からお答え願います。

事務局職員（富張陽子君）
　お答えいたします。
　農業生産法人とおっしゃっているのは、現在では農地所有適格法人ということになりますが、農地を所有する際は、農地所有適格法人である必要があります。その場合は、市に申請や報告が必要になります。今回の場合は、使用貸借ですので、解除条件つきの契約を結んでいる法人であれば、法的に問題はないということになります。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　飯村委員、よろしいですか。

飯村委員
　はい。

議長（会長　齋藤孝夫君）

その他、発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤　孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

5 ページ並びに、参考資料の 1 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、7 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、黒駒地内、2 筆、畑、合計 462 ㎡、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく譲受するものでございます。

参考資料は、3 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、黒駒地内、畑、15 ㎡、申請理由は、処理番号 1 号の自己住宅敷地への進入路を拡張したく、譲受するものでございます

参考資料は、5 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、高道祖地内、登記、畑、現況、雑種地、320 ㎡、申請理由は、理容業経営のための来客用駐車場がなく不便であったため、平成 8 年 3 月から駐車場として無断転用していた申請地を始末書添付の上、譲受するものでございます。

6 ページ並びに、参考資料は、7 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、皆葉地内、畑、300 ㎡、申請理由は、会社敷地が手狭であるため、申請地に、来客用駐車場を設けたく譲受するものでございます。

参考資料は、9 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、申請地、皆葉地内、3 筆、畑、合計 783 ㎡、申請理由は、会社敷地が手狭であるため、申請地に従業員及び営業車用駐車場を設けたく、譲受するものでございます。

参考資料は、11 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、申請地、若柳地内、畑、合計 467 ㎡、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく譲受するものでございます。

7 ページ並びに、参考資料は、13 ページをお開き願います。

処理番号 7 号、申請地、鎌庭地内、畑、575 ㎡、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく譲受するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局職員（磯和洋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 5 ページ、参考資料は、1 ページ・2 ページをお開き願います。

処理番号 1 号及び処理番号 2 号は、関連がありますので、一括にてご説明いたします。参考資料は、3 ページ・4 ページも併せてご覧ください。処理番号 1 号、及び処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

参考資料は、5 ページ・6 ページです。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

議案書は 6 ページ、参考資料は、7 ページ・8 ページです。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、道路工事施工承認が申請済みとなっております。

参考資料は、9 ページ・10 ページです。

処理番号 5 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、11 ページ・12 ページです。

処理番号 6 号、立地基準の農地区分につきましては、鉄道の駅から 300m以内にあることから、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、道路占用許可申請が申請済みとなっております。

議案書は、7 ページ、参考資料は、13 ページ・14 ページです。

処理番号 7 号、立地基準の農地区分につきましては、上水道管及び下水道管が埋設されている道路に接し、申請に係る農地から 500m以内に 2 以上の公共施設、千代川中学校・きぬ保育園があることから、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用

の確実性、資金計画など支障のない計画となっております。
なお、本申請は、自己住宅基準面積の 500 ㎡を超えておりますが、分筆しても過小残地として利用しにくい農地が残ることから、申請面積が 575 ㎡となっております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長　齋藤孝夫君)
説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 4 号)
処理番号 1 号・2 号:鶴見委員(代理報告)
議案第 4 号　処理番号 1 号及び 2 号について関連がありますので一括で報告いたします。申請地は、上妻小学校から西へ約 1.2 ㎞にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。
ご審議よろしくお願いします。

処理番号 3 号:笠島委員
議案第 4 号　処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から南東へ約 800m にあり、既に駐車場で利用されており、その内容は始末書で確認しました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。
ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号:羽賀委員
議案第 4 号　処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、福祉センターシルピアから南西へ約 750mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。
ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号:羽賀委員
議案第 4 号　処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、大形郵便局から南へ約 700mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号6号:若本委員

議案第4号　処理番号6号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から北東へ約150m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月20日、地区委員2名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号7号:飯島委員

議案第4号　処理番号7号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から西へ約300m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月20日、地区委員2名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

処理番号1号、2号について、住宅敷地と進入路の案件がわかれていますが何か理由があるのかお聞きします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

事務局からお答え願います。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。

参考資料に示した申請地の矢印のところにある細い部分についてですが、こちらについては、図面で申し上げると申請地の上部に既に住宅があります。今後を見越して、進入のために分筆してこのような形になったものと考えられます。以上でございます。

事務局長(広瀬和男君)

補足で申し上げます。この申請は、今回二つに分けてありますが、一括の申請であれば、わかりやすかったと思います。

議長(会長　齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、いかがですか。

塚田会長職務代理者
わかりました。

議長（会長　齋藤孝夫君）
その他、発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
異議なしと認め、左様決しました。
続いて、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）
8 ページ、並びに参考資料は、15 ページをお開き願います。
議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。
処理番号 1 号、申請地、平方地内、3 筆、田、合計 9,630 ㎡、申請理由は、販売用の砂利を採取するため、砂利採取場及び表土置場として、申請地を一時転用したく賃借りするものでございます。
農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局職員（磯和洋君）
農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。
議案書は 8 ページ、参考資料は、15 ページ・16 ページです。
まず初めに、今回の砂利採取について、ご説明いたします。砂利採取法第 16 条の規定に基づき、採取計画を定め、茨城県知事の認可を受ける必要があります。砂利採取においては、原状に復すことが必要なことから、表土を敷地内に堆積し、その後、掘削・搬出を行い、掘削終了後に掘削・搬出した分と同量の購入土をもって埋め戻しを行い、敷地内に堆積しておいた表土にて復元するものでございます。
それでは、農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。
処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、砂利採取のための一時的な利用で、その必要があり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきまして

は、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、砂利採取法の採取計画に基づく認可が申請済みとなっており、道路一時使用の許可申請が許可済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号:鶴見委員(代理報告)

議案第5号　処理番号1号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約2㎞にあり、水稲の作付けがされていました。8月20日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、砂利採取場及び表土置場とするため、一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長　齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長　齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

9ページをご覧願います。

議案第6号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1件の願出であります。非農地証明は、現況が山林で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は、宅地になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、高道祖地内、畑、859㎡、現況が山林であるため、地目を変更したく、願出されたものであります。

以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 6 号）
処理番号 1 号：笠島委員
議案第 6 号　処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、高道祖市民センターから南東へ約 1.2 ㎞にあり、山林になっていました。8 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林になっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。
ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤　孝夫君）
異議なしと認め、左様決しました。
続いて、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、一括方式を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）
議案第 7 号の別紙をお開き願います。
議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、一括方式は、中間管理機構へ提出する本案について、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。
内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局（杉田由里子君）
議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、一括方式についてご説明いたします。

こちらは、公益社団法人　茨城県農林振興公社が実施する農地中間管理事業を活用した農用地利用集積等促進計画でございまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、以降は機構法と申し上げますが、第 18 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。

お手元の議案第 7 号の資料、3 枚目を開き、農用地利用集積等促進計画、一括方式、総括表をご覧ください。

今回、利用権が設定される農地につきましては、新規、継続を併せまして、田が 197 筆、35 万 4,928 ㎡、畑が 185 筆、17 万 8,886 ㎡、合計いたしますと、382 筆、53 万 3,814 ㎡となり、貸し手は 109 名、茨城県農林振興公社の転貸後、借り手は 47 名で、県の公告を経て、開始は令和 8 年 10 月 1 日となります。期間は新規は 3 通り、継続は 10 年 1 か月となります。

内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一括方式一覧をご覧ください。
左から農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者、利用権を設定する土地、賃借権の設定等を受ける者・行う者、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者、農地中間管理機構に設定及び転貸される権利の内容となっています。賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。

以上の計画内容は、機構法第 18 条第 5 項第 2 号の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本計画案については、この後、農業委員会が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。

以上で説明を終了いたします。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案、一括方式に対する農業委員会の意見は無し、といたします。

続いて、議案第 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、再転貸を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

議案第 8 号の別紙をお開き願います。

議案第 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、再転貸は、中間管理機構へ提出する本案について、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局職員（杉田由里子君）

議案第 8 号、農地中間管理事業の推進にする法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、再転貸について、ご説明いたします。

こちらにつきましても、議案第 7 号と同様、機構法第 18 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。

お手元の議案第 8 号の資料をご覧ください。

3 枚目を開き、農用地利用集積等促進計画、再転貸総括表をご覧ください。こちらにつきましては、受け手、耕作者の変更に伴い、配分計画を変更するものでございます。貸借期間が 9 通りございまして、それぞれの内訳件数については、総括表のとおりとなっております。合計の配分面積は田が 17 筆、1 万 8,056.00 ㎡、畑が 17 筆 1 万 1,391.00 ㎡、計 34 筆、2 万 94,4749.00 ㎡で、貸し手が 12 名、借り手は 10 名でございます。内容につきましては、次の 1 ページから 10 ページまでの農用地利用集積等促進計画一覧に記載のとおりでございます。

なお、本計画案については、この後、市が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。

以上で説明を終了いたします。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案、再転貸に対する農業委員会の意見は無し、といたします。

続いて、報告第 1 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（広瀬和男君）

10 ページをお開き願います。

報告第 1 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回 3 件の届出でございます。ご説明いたします。

届出番号 1 号、届出地、五箇地内、畑、1,360 ㎡、公益社団法人　茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る 7 月 24 日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号 2 号、届出地、宗道地内、田、1,179 ㎡、公益社団法人　茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る 7 月 30 日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号 3 号、届出地、宗道及び加養地内、2 筆、田、合計 2,315 ㎡、公益社団法人　茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る 7 月 30 日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

11 ページをお開き願います。

報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、11 ページから 17 ページまで、30 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(会長　齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和 8 年第 8 回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後 2 時 38 分）

議　長　　齋 藤 孝 夫

署名委員　　飯 島 晴 彦

署名委員　　飯 村 春 夫